

議提第 2 号

白石市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 3年 6月 7日

提出者 白石市議会議員 佐久間 儀 郎

賛成者 白石市議会議員 佐 藤 秀 行

〃 〃 松 野 久 郎

〃 〃 大 森 貴 之

〃 〃 保 科 善 一 郎

〃 〃 伊 藤 勝 美

〃 〃 平 間 知 一

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

## 白石市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

白石市議会会議規則（昭和42年白石市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者は署名又は記名押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u></p> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <p>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、<u>事故のため</u></p> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <p>_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない</u></p> <p>_____。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者は署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願を紹介する議員_____は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p>

4 略  
5 略

3 略  
4 略

---